

農地の賃借の仕組みが変わります！

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正されたことにより、一般的な農地の賃借方法による「利用権設定等促進事業」(相対)は廃止となりました。

ただし、次の期間に限り引き続き「利用権設定等促進事業」(相対)を利用することができます。

●令和7年3月31日まで

※ただし、その農地を含む地域で「地域計画」を策定する場合は、策定日の前日まで

※利用権設定等促進事業を活用して設定した利用権は、設定期間満了までは有効です。

今後は、農地中間管理機構を介する手続き(農地利用集積等促進計画)に一本化されます。

手続き方法等については、今後お知らせしていきます。

農家のつぶやき 市内の農家の方にご意見を伺いました。

私の住んでいる比和町は、春夏秋冬自然がとても美しい地域です。

春は、満開の桜、田植えの終わった水田の緑とのコントラストは素晴らしく、秋は黄金色に輝く棚田の風景は、格別な美しさです。

農業は大変な事もありますが、楽しいこともたくさんあります。

しかしながら、農家にとって厳しい現実が私たちに悩ませています。農業従事者の高齢化や後継者不足、担い手不足などにより、農業の継続が危ぶまれています。

また、経営面では、米価の低迷、肥料、農薬、家畜飼料などの高騰により農家の収益は減少しています。

この度、国は令和5年4月の法改正により、地域計画を策定し、農業の活性化を図ろうとしています。

将来、農業がどのように変化していくか分かりませんが、次世代へ引き継いでいくためにも頑張っていこうと思う今日この頃です。

ありがとうございました。



比和町・松長 百合子

市長へ意見書を提出しました。

令和5年12月5日に市長へ意見書を提出しました。

提出後、農業委員会と市長とで農業施策についての意見交換を行いました。

●意見書の提出とは？

これは、農業委員会等に関する法律第38条に規定されており、農地等の利用の最適化の推進に関する事務を効率的かつ効果的に実施するために、具体的な意見を市長に提出するものです。

主な意見書の内容は次のとおりです。

1. 地域計画等について
2. 有害鳥獣対策について
3. 農業経営支援について
4. 経営所得安定対策等について
5. 新規就農者の支援について
6. 農地の転用(太陽光発電設備)に関するガイドラインの策定について



農家のコラム

「犯人は誰だ！！」

「田んぼの畦道い、最近亀の死骸がよけえ(たくさん)ころがってるんじゃが どうしたんじやろうか？」

「中身はのおて(なくて)、甲羅だけになっとる。」

「20や30じゃあないで！！」(大小合わせ5ヘクタールの畦道での事)

こんな情報をいただき、調査開始！！

田んぼのねぎ(近く)で発見される→水がある→足跡→亀の状態

犯人判明しました！！

アライグマの仕業です！！

水のある場所が大好きな亀が、これまた水で洗いながら食べる習性のアライグマと鉢合わせしたことによって起きた出来事でした。殺虫剤の分量間違いとかでなくて安堵しました(；▽；)

畦道に穴を掘る生き物といえば、モグラ、ザリガニ、亀、昆虫のオケラなどですが、それらを補食するアライグマ。

とはいえ、生態系や農林水産業に多大な被害を及ぼす外来生物のアライグマ。どちらも農家さんにとっては悩ましい生き物ですが、本来の豊かな里山を保全するため繁殖力の強い外来生物には更なる注意が必要です。

(ちなみに島根県ではまだあまり生息していないとのこと。)

